

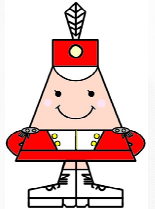
各種申請・届出

☆ 事前予約制の開始 ☆

生活安全課



令和8年7月1日（水）から
秋田県内全警察署



☆ 秋田県内各警察署生活安全課への来署による各種申請・届出については、皆様がスムーズに手続きが行えるよう、**事前予約制**に変わります。

☆ 手続きをする場合は、

1か月前から前日までの平日8：30～17：15の間
に受付をする**警察署生活安全課に電話**をしてください。

[例：9月15日に手続きがしたい→8月15日～9月14日までに予約]

※ 手続きについては、**オンライン申請**でも受付しています。
オンライン申請をしていただければ電話による事前予約をしなくても手続きが可能です。

詳しくは、警察庁ホームページ「オンラインでの申請等の案内」にあります、

「e-Gov電子申請を初めてのお使いの方へ」（電子申請ガイド）
を確認してください。

事前予約の対象となる申請・届出

- 古物営業、質屋営業、警備業、探偵業、特定金属くず買受業
- 銃砲刀剣類・火薬類関係
- 風俗営業
- インターネット異性紹介事業



秋田県警察本部生活安全企画課・各警察署生活安全課